

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	藤華歯科衛生専門学校
設置者名	学校法人 後藤学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
医療専門課程	歯科衛生学科	夜・通信	79 単位	9 単位	
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

本校ホームページで公表 (http://www.gotogakuen.ac.jp/shika/page-465)

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名 なし
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	藤華歯科衛生専門学校
設置者名	学校法人 後藤学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

<http://www.gotogakuen.ac.jp/page-458>

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	卒業生・ 会計事務所勤務（前職）	2020年4月 1日から 2024年3月 31日	専門的な実務経験 から財務及び経営 力強化への助言
非常勤	僧侶	2020年4月 1日から 2024年3月 31日	学校法人の運営に 関する助言
非常勤	無職（主婦）	2020年4月 1日から 2024年3月 31日	専門的な実務経験 から幼児教育の強 化に関する助言
(備考)			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	藤華歯科衛生専門学校
設置者名	学校法人 後藤学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p>	
<p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <p>授業計画書(シラバス)を作成し公表している。 内容：科目名、学年、開講期、担当者名、時間数、目標、教科書、成績評価、各回の授業内容 作成過程：授業担当者の決定と同時に、使用教科書を配布し、授業担当者が年度当初の4月1日までに授業計画書を提出するよう義務付けている。 公表時期：年度当初の授業開始に合わせて、公表している。また、授業計画書を学生に配布し、授業計画の周知、学習意欲の喚起を図っている。</p>	
<p>授業計画書の公表方法</p>	<p>本校ホームページ http://www.gotogakuen.ac.jp/shika/page-465</p>

2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

各科目の評価方法については、「単位認定及び評価」で規定している。同規定は「学生便覧」に掲載し、入学時に配布し、周知徹底を図っている。

「単位認定及び評価」の要旨

1. 各学年ごとに修了すべき各教科目について試験を行う。ただし、実習については、実習の内容をもって評価する。
2. 各教科目ごとに学則に定める時間数の3分の1をこえて欠席した者は、当該教科目について前項に規定する試験を受けることができない。ただし、学校長がやむを得ないと認める理由により欠席したときは、この限りでない。
3. 履修規定については学校長が別に定める。
4. 単位修得は、出席状況、課題レポート等を資料として試験により総合的に評価し、認定する。
5. 試験及び実習の成績は、点数で表し、各教科目とも100点満点とし、それぞれ60点以上をもって合格とする。
6. 実習を欠席した者は、学校長が別に定めるところにより当該教科目の再実習を受けなければならない。
7. 放送大学やその他の大学もしくは高等専門学校又は以下の資格に係る学校もしくは養成所で、本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、本校における教育内容に相当するものと認められる場合には、総取得単位数の二分の一を超えない範囲で本校における履修に替えることができる。(歯科衛生士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士)

評定点と評定

評 定 点	評 定
80 点以上	A
70 点以上 80 点未満	B
60 点以上 70 点未満	C
60 点未満	D

※評定A、B、Cを合格、Dを不合格とする。

<p>3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p>	
<p>(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>成績評価において、客観的な学習指標として、GPAを設定している。</p> <p>(1) ポイントの設定 科目の成績評価に応じて4段階の数値(グレード・ポイント)を設定する。 (A : 3.0、B : 2.0、C : 1.0、D : 0)</p> <p>(2) GPAの算出方法 各科目のグレード・ポイントに各単位数を乗じた値を合算し、全科目の単位数合計で除したものをGPAとする。</p> <p>(3) 学習支援にかかわるGPAの基準 1. GPAは学期毎に算出し、学生に通知し、学習支援に活用する。 2. GPAにより、学生には下記の指導を行う。 GPA 1.7以上 2.0未満 は「注意」とし、学生との個別面談で指導 GPA 1.7未満 は「厳重注意」とし保護者等を交えた3者面談で指導</p>	
<p>客観的な指標の 算出方法の公表方法</p>	<p>本校ホームページ http://www.gotogakuen.ac.jp/shika/page-465</p>
<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p>	
<p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>本校の教育目標である、『建学の精神に則り、「形から心を養う実学教育」に徹した専門教育と校是「礼儀・感謝・奉仕」を理念とした徳育を本校教育の根幹として推進し、豊かな人間性と専門性に富む人材を育成する。』に則り、本校が求める豊かな人間性と専門性に富む者に卒業を認定する。</p> <p>卒業認定の規定は、「単位認定・評価及び卒業」(単位認定会議及び卒業)で規定し、「学生便覧」に掲載している。</p> <p>所定の修業年限以上在学し、第8条に定める全課程について単位の認定を受けた者に、卒業証書を授与する。 なお称号の授与については (称号の授与)に定めている。 前条により、専門課程を卒業した者には、専門士(医療専門課程)の称号を授与する。</p>	
<p>卒業の認定に関する 方針の公表方法</p>	<p>本校ホームページ http://www.gotogakuen.ac.jp/shika/page-465</p>

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	藤華歯科衛生専門学校
設置者名	学校法人 後藤学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	http://www.gotogakuen.ac.jp/page-458
収支計算書又は損益計算書	http://www.gotogakuen.ac.jp/page-458
財産目録	http://www.gotogakuen.ac.jp/page-458
事業報告書	http://www.gotogakuen.ac.jp/page-458
監事による監査報告（書）	http://www.gotogakuen.ac.jp/page-458

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療		医療専門	歯科衛生学科				
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼間	2,430 単位時間/117 単 位	1,170 単 位時間 /74 単位	360 単位 時間/23 単位	900 単位 時間/20 単位	単位時間 /単位	単位時間 /単位
	2,445 単位時間/118 単位						
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
90人		22人	0人	5人	28人	33人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
<p>（概要） 授業計画書（シラバス）を作成し公表している。</p> <p>内容：科目名、学年、担当者名、時間数、開講期、目標、教科書、成績評価、各回の担当者 学習計画書を学生に配布し、学習計画の周知、学習意欲の喚起を図っている。</p>
成績評価の基準・方法
<p>概要</p> <p>各科目の評価方法については、「単位認定及び評価」で規定している。同規定は「学生便覧」に掲載し、入学時に配布し、周知徹底を図っている。</p>

「単位認定及び評価」の要旨

1. 各学年ごとに修了すべき各教科目について試験を行う。ただし、実習については、実習の内容をもって評価する。
- 2 各教科目ごとに学則に定める時間数の3分の1をこえて欠席した者は、当該教科目について前項に規定する試験を受けることができない。ただし、学校長がやむを得ないと認める理由により欠席したときは、この限りでない。
- 3 履修規定については学校長が別に定める。
- 4 単位修得は、出席状況、課題レポート等を資料として試験により総合的に評価し、認定する。
- 5 試験及び実習の成績は、点数で表し、各教科目とも100点満点とし、それぞれ60点以上をもって合格とする。
- 6 実習を欠席した者は、学校長が別に定めるところにより当該教科目の再実習を受けなければならない。
- 7 放送大学やその他の大学もしくは高等専門学校又は以下の資格に係る学校もしくは養成所で、本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、本校における教育内容に相当するものと認められる場合には、総取得単位数の二分の一を超えない範囲で本校における履修に替えることができる。（歯科衛生士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士）

評 定 点	評 定
80 点以上	A
70 点以上 80 点未満	B
60 点以上 70 点未満	C
60 点未満	D

評定点と評定

※評定A、B、Cを合格、Dを不合格とする。

卒業・進級の認定基準

(概要)

本校の教育目標である、『建学の精神に則り、「形から心を養う実学教育」に徹した専門教育と校是「礼儀・感謝・奉仕」を理念とした徳育を本校教育の根幹として推進し、豊かな人間性と専門性に富む人材を育成する。』に則り、本校が求める豊かな人間性と専門性に富む者に卒業を認定する。

卒業認定に係る規定は、本校が定める「単位認定・評価及び卒業」（単位認定会議及び卒業）に定めている。

所定の修業年限以上在学し、第8条に定める全課程について単位の認定を受けた者に、卒業証書を授与する。

なお称号の授与については

(称号の授与)に定めている。

前条により、専門課程を卒業した者には、専門士(医療専門課程)の称号を授与する。

--

<p>学修支援等</p> <p>(概要)</p> <p>すべての学生に対し、学習支援を行っている。</p> <p>①新学期開始後、1か月をめどに担任が個別面談を行う。</p> <p>②欠席・遅刻が続くときには、学生との面談とともに、保護者と確認し協力してもらう。</p> <p>③職員間で情報共有し、気になる学生には声掛けを行うとともに、適宜面談を行う。</p> <p>④単位認定試験の結果を保護者へ送付する。</p> <p>⑤必要に応じ保護者との3者面談を実施する。</p> <p>⑥留年や退学にならないよう早めに3者面談を実施する。</p>
--

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
0人 (100%)	0人 (%)	0人 (%)	0人 (%)
(主な就職、業界等)			
(就職指導内容)			
(主な学修成果 (資格・検定等))			
(備考) (任意記載事項) 開校2年目で卒業実績はなし。			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
8人	0人	0%
(中途退学の主な理由)		
(中退防止・中退者支援のための取組)		
本校では、すべての学生を対象に次のように取り組んでいる。		
①新学期開始後、1か月をめどに担任が個別面談を行う。		

- ②欠席・遅刻が続くときには、学生と面談とともに、保護者と確認し協力してもらう。
 ③職員間で情報共有し、気になる学生には声掛けを行うとともに、適宜面談を行う。
 ④単位認定試験の結果を保護者へ送付する。
 ⑤必要に応じ保護者との3者面談を実施する。
 ⑥留年や退学にならないよう早めに3者面談を実施する。

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考(任意記載事項)
歯科衛生学科	180,000円	500,000円	200,000円	その他欄は、施設費と実験 実習費
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援(任意記載事項)				
楊志館高等学校を卒業し現役で本校へ入学する場合、入学金130,000円免除及び施設費各年度100,000円のうち30,000円(3年間で90,000円)免除する。 指定校推薦入学者・特別奨学生入学者は入学金100,000円免除する。				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) http://www.gotogakuen.ac.jp/shika/page-465		
学校関係者評価の基本方針(実施方法・体制)		
<p>【基本方針】本校が実施した自己評価結果を学校関係者評価委員が評価することで、自己評価結果の客観性・透明性を高め、学校運営や教育活動の課題について助言を得ることで、広い視点で改善を図ることを基本方針とする。</p> <p>【構成】関連業界等関係者、卒業生、保護者、教育に関し知見を有する者、地域住民等の中から2名以上で構成する。</p> <p>【評価項目】「専修学校における学校評価ガイドライン」に示された項目を基本として学校が自己評価をした結果を評価する。</p> <p>【評価結果の活用】学校関係者評価結果を、学校長に報告し、学校長は教職員に報告し、改善策を検討する。また、理事会に報告を行い、ホームページ等で公表することにする。</p>		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
無職	2020年4月1日～ 2022年3月31日	元公立高校校長
大分県歯科衛生士会 会長	2020年4月1日～ 2022年3月31日	業界代表

学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) http://www.gotogakuen.ac.jp/shika/page-465		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) http://www.gotogakuen.ac.jp/shika
--